



2013年(平成25年) 5月28日 火曜日

天気	6	9	12	15	18	21(時)
東京						20 24
横浜						19 18
千葉						20 18
仙台						24 17
札幌						20 23
札幌						10 15
仙台						20 21
名古屋						50 14
大阪						70 18
福岡						24 20
						27 22

朝日新聞東京本社 本日の編集長=平山長雄 〒104-8011東京都中央区築地5-3-2 電話03-3545-0131 www.asahi.com

成年被後見人に選挙権

改正公選法成立 13.6万人権利回復

成年後見制度で後見人が付いた知的障害者らも選挙に参加できるように、公職選挙法の排除規定を一部削除する改正案が27日の参院本会議で全会一致で可決、成立した。1カ月間の周知期間を経て、7月の参院選前から後見人が付いた成年被後見人にも選挙権と被選挙権が認められる。

不正防止策盛る

公選法11条では「選挙権及び被選挙権を有しない」とあるが、そこから「成年被」と特定の人の選挙権を認め「後見人」を削った。成年被

後見人は昨年末時点で約13万6千人。27日の参院本会議では、成年被後見人に憲法改正に関する国民投票への投票権を認める改正国民投票法も成立した。

改正公選法には、特定の候補者に誘導する不正投票の防止策も盛り込まれた。知的障害や認知症などにより自力で投票用紙に記入できない人向けの代理投票制度では、代筆役と投票を見守る計2人の補助者を選挙管理委員会の職員ら投票所の事務従事者に限定。入院中だったり施設に入所していたりして投票所に足を運べない人については、病院

成年後見制度

認知症や知的障害などで、判断能力が不十分な人の財産管理や契約行為を支える制度。知的障害者らの財産処分権などを一律に制限した禁治産制度に代わり、2000年に導入された。家庭裁判所が本人側の申請を受け、判断能力に応じて親族や弁護士らを後見人、保佐人、補助人のいずれかに選任する。公職選挙法では、後見人がついた場合のみ選挙権が認められていなかった。

や施設内の不在者投票で施設職員が無断で特定候補に投票しないよう、立会人として第三者を置く努力義務を施設側に課した。

た人に選挙権を一律に回復させたが、不正投票や運用上の問題は出ていない」と話す。

海外の成年後見制度に詳しい早稲田大の田山輝明教授(民法)は「オーストリアと英国では後見人を付けたと英国では後見人を付けた

全国の自治体は今後、7月の参院選に向けて準備を本格化させる。総務省によると、成年被後見人を選挙人名簿で有権者に戻す手続

が必要になる。横浜市では新たに対象となる約3800人分のデータを選挙職員が電子システムに手作業で入力していくという。今回の法改正は、成年被後見人に選挙権を認めない公選法の規定を「憲法違反」とした3月の東京地裁判決がきっかけ。安倍政権は東京高裁に控訴したが、自民、公明両党が法案づくりを進め、5月17日に与野党8会派が衆院に公選法改正案を共同で提出した。東京高裁の控訴審弁論は7月17日に指定されている。ただ、原告の選挙権が回復したことで「訴えの利益」はなくなり、訴訟は近く終結する見通しだ。一方、札幌、さいたま、京都の3地裁で続く同種の訴訟は東京訴訟と異なり原告側が「選挙権がなかったことへの慰謝料」を国に求めているため、訴訟を継続することは可能。安倍政権は賠償責任に影響する可能性があるとして、東京高裁への控訴を取り下げない方針だ。民主党の海江田万里代表は27日の会見で、控訴の取り下げを求めた。

「次の選挙に行きます」

成年後見利用原告ら喜び

これで投票に行ける！。成年後見人がついた人
に選挙権を認める改正公職
選挙法が27日、国会で成立
した。裁判を闘ってきた原
告たちは、傍聴席からその
瞬間を見守り、喜んだ。改
正を機に、成年後見制度自

体の見直し論も高まる。

▼1面参照

27日午後4時すぎ、参議
院本会議場。議場モニタ
で可決を知ると、東京地裁
での訴訟の原告・名見耶匠
さん(50)は右手こぶしを、
小さく突き上げた。

名見耶さんはダウン症。

ずっと選挙で投票を続けて
きたが、2007年、将来
を心配した父の清吉さん
(81)が後見人になると突
然、選挙権を失った。なぜ
なのか。11年に提訴し、東
京地裁は今年3月、「選挙



権を与えないのは違憲」と
断じた。それから2カ月余
りで、法改正が実現した。
「次の選挙に行きます」。
可決後、東京都内での記者
会見で名見耶さんははっき
り答えた。さいたま地裁の
原告、浅見寛子さん(57)は
「うれしいです」、札幌地
裁の原告、神聡さん(53)も
「(選挙に行きたい)と思っ
ています」と声を弾ませた。

会見を見守った日本自閉
症協会の柴田洋弥・政策委
員は「成年後見制度は抜本
的に見直すべきだ」と指摘
する。選挙権同様、後見人
などがつくると制限される権
利がほかにもあるからだ。

代表例は地方公務員。地
方公務員法では、後見人や
保佐人がつくると職員になれ
ない。自閉症の明石徹之
さん(40)は1993年から、
川崎市職員として清掃の仕
事をしている。母親の洋子
さん(67)は財産管理の面か
ら後見制度の利用を考えた
が、「退職を余儀なくされ
る」とあきらめた。

日本成年後見法学会理事
長の新井誠・中央大学法学
部教授(民法)は「制度の
普及が妨げられている。選
挙権以外についても権利の
制限を撤廃するべきだ」と
指摘する。(小松隆次郎)

公選法改正案が参院本会議で可
決、成立したのを見届ける名見
耶匠さん(前列左)、浅見寛子
さん(2列目中央)ら原告団
27日午後、樫山晃生撮影